

大学アドミッション専門職資格制度基本規程

施行：令和3年8月28日

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人 大学アドミッション専門職協会（以下「当協会」という。）が設ける「大学アドミッション専門職資格制度」の基本となる事項について定めることを目的とする。

第2条（大学アドミッション専門職資格制度の目的）

当協会は、大学アドミッション専門職個々の持つ知識・能力・適性・職業倫理意識は、大学設置者の大学アドミッションの信頼性を大きく左右するため、高校生から信頼される知識・能力・適性・職業倫理意識を持った大学アドミッション専門職を数多く輩出し、大学アドミッション専門職の健全な発展と的確な大学アドミッションの推進を図ることを目的とし、「大学アドミッション専門職資格制度」を設ける。

2 当協会は、次に掲げるすべての目標を達成するため、「大学アドミッション専門職資格制度」の適切な運用に努めるものとする。

資格認定による知識・能力・適性の確保、高い職業倫理意識の保持による大学アドミッション専門職の社会的地位の向上。

資格認定者を雇用することによる大学設置者の格付け、大学設置者の高い大学アドミッション専門職意識の共有による、大学設置者の社会的信用の確立。

大学アドミッション専門職の待遇・評価及び継続的業務を行うことによる、大学アドミッション専門職の職務能力の的確な認定。

第3条（大学アドミッション専門職資格制度の種類）

大学アドミッション専門職資格制度は次の三種類とする。

- ① 初級大学アドミッション専門士（以下、「初級専門士資格」とする）とは、次のすべての項目に該当すると認定された者に与えられる資格とする。
 - イ 事業運用要綱に定める大学アドミッション専門職講座の実務に関する講座を受講した者。
 - ロ 事業推進委員会が実施する職能開発研修を受講し、受講後、協会にレポートを提出し、所定の成績を修め合格したもの。
 - ハ 大学アドミッション専門職の知識、能力及び倫理・行動基準において信頼できる者。
- ② アドミッション・フェロー[シルバーマイスター]（以下、「AF シルバー資格」とする）とは、次のすべての項目に該当すると認定された者に与えられる資格とする。

- イ 大学アドミSSION専門職協会の社員である者。
 - ロ 大学アドミSSION専門職業務2年以上に相当する実務経験を有すると認められた者。
 - ハ 別表1に定める大学アドミSSION専門職に関する研修に関する5ポイントの実績のある者。
 - ニ 初級大学アドミSSION専門士を取得した者（以下、「資格取得者」という）。
 - ホ 大学アドミSSION専門職業務の遂行に当たり、関連法令や規則に定められた事項との関連性を熟知し、それを遵守することに努めている者。
 - へ 知識、能力及び倫理・行動基準において模範的であると認められ、信頼できる者。
- ③ アドミSSION・フェロー[ゴールドマイスター]（以下、「AF ゴールド資格」とする）とは、次のすべての項目に該当すると認定された者に与えられる資格とする。
- イ 大学アドミSSION専門職協会の社員である者。
 - ロ 大学アドミSSION専門職業務4年以上に相当する実務経験を有すると認められた者。
 - ハ 別表3に定める大学アドミSSION専門職に関する研修に関する10ポイントの実績のある者。ただし、この実績には、必ず協会内外の研修の企画立案を含むものとする。
 - ニ AF シルバー資格を取得した者（以下、「資格取得者」という）及び若手や後進の指導、育成が出来るリーダーとしての経験及び能力が認められた者。
 - ホ 大学アドミSSION専門職業務の遂行に当たり、関連法令や規則に定められた事項との関連性を熟知し、それを遵守することに努めている者。
 - へ 知識、能力及び倫理・行動基準において極めて模範的であると認められ、深く信頼できる者。
 - ト 大学アドミSSION専門職業界への貢献を今後期待できる者。

第4条（資格の申請）

前条の初級専門士資格及びAF シルバー資格、AF ゴールド資格の認定を受けようとする者は、それぞれについて実施される資格申請をし、別途運用規程に定める資格申請料を納めなければならない。

2 前項の初級専門士資格を申請しようとする者は、第5条に定める申請者の要件を充足するとともに、当協会が指定する研修講座を受講しなければならない。指定する研修講座については大学アドミSSION専門職資格制度運用規程にて定める。

第5条（資格の付与）

資格を申請した者のうち、次に掲げる事項のすべてに該当した者に対して、第3条第1号又は第2号又は第3号の資格を付与するものとする。

当協会が定める期間内に、資格取得者としての登録手続きを終了し、所定の資格申請料を納付した者。

2 前項により資格付与された者の資格は、前項第 1 号の手続きが終了した日以降の日であって、当協会の事務手続きを勘案して理事長が定める日（以下「資格認定日」という。）から効力を発するものとする。

第 6 条（資格の有効期間）

資格の有効期間は以下の通りとする。

- ① 初級専門士の資格有効期間は定めない。
- ② AF シルバー資格及び AF ゴールド資格の効力の有効期間は、資格認定日から大学アドミッション専門職協会の社員（名誉会員を含む）である期間とする。
- ③ 前号の有効期間を超えたときは、当該資格は消滅するものとする。

第 7 条（資格取得者の権利）

資格取得者は、次の各号の権利を有するものとする。

- ① 当協会が発行する資格認定証が授与される。
- ② 初級専門士資格及び AF シルバー資格及び AF ゴールド資格取得者として、当協会に登録される。
- ③ 資格取得者の名刺、資格取得者が所属する設置者のホームページ及び広告などにおいて、認定資格取得者であること又は認定資格者が在籍していること等の表示をすることができる。
- ④ 当協会のホームページ上において、資格取得者の氏名及び資格取得者が所属する設置者名を掲載する。ただし特に要請がある場合は、その限りではない。

第 8 条（資格取得者の責務）

資格取得者は、業務遂行に関し次の各号の責務を負うものとする。

- ① 大学アドミッション専門職業務を遂行するに当たって、関連法令及び職業倫理等を遵守すること。
- ② 大学アドミッション専門職業務の品質向上に関して、率先して模範を示すこと。
- ③ 大学アドミッション専門職について常に最新の知識を習得し、大学アドミッションについての適切な情報提供・支援活動を行うこと。

2 資格取得者は、資格者登録に関する次の事項に変更が生じたときは、遅滞なくその内容を届け出なければならない。

- ① 資格取得者の住所、連絡先、氏名（改姓、改名に限る。）
- ② 資格取得者が所属する設置者（大学）の名称、所在地、連絡先

第9条（資格の停止）

資格取得者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、取得している資格を停止する。

関連法令に著しく違反したとき。

その他、資格取得者として著しく不適切な行為が認められたとき。

2 前項により資格を停止しようとする場合は、理事長は当該資格取得者に対し、資格停止の理由及び資格停止の期間を付した「資格停止通知書」を交付しなければならない。

第10条（資格の喪失）

資格取得者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その定めた日から資格を喪失する。

資格所有者本人が申し出て資格を返上したとき。返上された日。

大学アドミッション協会の社員資格を喪失した日（名誉会員を除く）

前条による資格の停止を受けた者であって、理事会において資格を喪失させることが妥当として決議されたとき。理事会で定めた日。

第11条（費用の徴収）

第4条の研修講座の受講には、資料の購入をする必要がある。第4条の資格申請、第5条の資格付与される者は、大学アドミッション専門職協会資格制度運用規程に定める費用を事前に納付しなければならない。

第12条（運営組織等）

当協会は、本資格制度の公正かつ適切な運営及び管理を行うため、事業推進委員会及び職能資格表彰委員会の社員、当協会事務局職能資格表彰部門の社員が以下の職務に当たる。

資格申請に必要な受講研修講座の選定。

課題レポートの提示及び採点。

2 採点結果及び受験者の第3条各項目との適合性の審査、及び資格付与の可否の認定に関する業務については、職能資格表彰委員会の社員の合議にて実施し、合議の結果を踏まえた上で理事長が決定する。

第13条（秘密の厳守）

前条の規定により資格に関する課題の採点に関与する者は、採点及び本資格認定制度の

運営において知り得た重要な事項について秘密を厳守しなければならない。

2 前項の規定は、本制度利用者本人、当該利用者が所属する大学、組織及び全ての第三者に対して適用するものとする。

第 14 条（管理および保存）

本制度の運営に係る以下の記録並びに資料は、それぞれに定める期間保存管理しなければならない。

20 年保存

① 資格取得者名簿（氏名、所属等の変更記録を含む。）

5 年保存

① 資格申請に必要な受講研修講座に関する資料等

2 年保存

① 資格申請者に関する記録及び採点結果、採点評価に関する記録

② 資格申請者に係る記録

③ 資格停止者及び資格喪失者に関する記録

1 年保存

① レポート課題、答案用紙、採点用紙

第 15 条（事務局）

大学アドミッション専門職協会資格制度の事務局は、業務を担当する事務局職能資格表彰部門の社員が当たる。

第 16 条（運用規程）

大学アドミッション専門職協会資格制度の運用に関し必要な事項については、大学アドミッション専門職協会資格制度事業運用要綱により別に定める。

第 17 条（規定の改正）

本規程の改正は、理事長が理事会の意見を聴取した上で、理事会の承認を受けて行い、総会に報告するものとする。

附則

この規程は、2021 年度総会（令和 3 年 8 月 28 日）から施行する。

別表 1 AF シルバー資格取得に必要な大学アドミッション専門職に関するポイント

種別	ポイント
協会研修講座の受講	1pt
協会内の研修講座の立案	3pt
協会外の研修講座の立案	5pt

別表2 AF ゴールド資格取得に必要な大学アドミッション専門職に関するポイント

種別	ポイント
協会研修講座の受講	1pt
協会内の研修講座の立案	3pt
協会外の研修講座の立案	5pt

ただし、*1 か*2 を必須とする。

Copyright (C) 2021 Japan Association of College and University Admissions Profession.
All Rights Reserved.